

熊本県告示第699号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成16年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
国立療養所再春荘病院 菊池郡西合志町大字須屋 2659番地	国立療養所再春荘病院 菊池郡西合志町大字須屋 2659番地 杉本 峯晴	平成16年 3月31日	43000300031134	児童短期入所

熊本県告示第700号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
独立行政法人国立病院機構 熊本再春荘病院 菊池郡西合志町大字須屋 2659番地	独立行政法人 国立病院機構 東京都目黒区東が丘二丁目5 番21号 矢崎 義雄	平成16年 4月1日	43000200243136	知的障害者 短期入所

熊本県告示第701号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
独立行政法人国立病院機構 熊本再春荘病院 菊池郡西合志町大字須屋 2659番地	独立行政法人 国立病院機構 東京都目黒区東が丘二丁目5 番21号 矢崎 義雄	平成16年 4月1日	43000300159133	児童短期入所

熊本県告示第702号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
独立行政法人国立病院機構 菊池病院短期入所事業所 菊池郡合志町大字福原208 番地	独立行政法人 国立病院機構 東京都目黒区東が丘二丁目5 番21号 矢崎 義雄	平成16年 4月1日	43000200242138	知的障害者 短期入所